

医療経営 Q&A 1

ジャンル: 医療経営 > サブジャンル: レセプトオンライン



レセプトオンライン化の導入

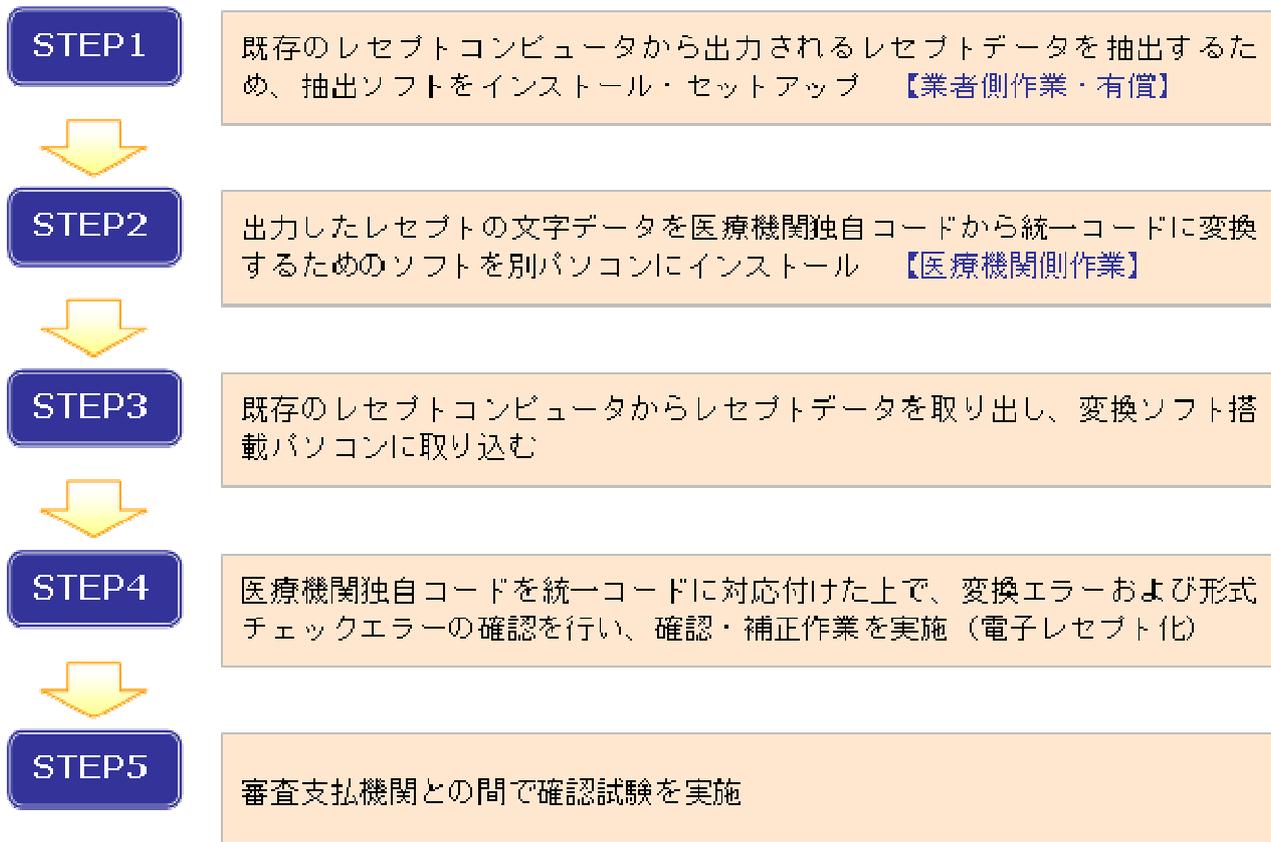
レセプトオンライン化の導入はどのような流れになりますか。



段階的に義務付けられているレセプトのオンライン化は、各基準により運用開始までに時間がある医療機関が多いことや移行に必要なハード・ソフト両面におけるコストも影響して、円滑に進んでいるとはいいがたい状況です。

厚生労働省は、システム移行の推進を図るために、既存の医事会計システムやレセプトコンピュータからレセプト出力情報を取り出して、レセプト電算処理システム仕様の電子レセプトに変換するソフト、すなわちレセプト文字データ変換ソフト(商品名レセスタ:Recesta)を医療機関に配布する等の支援を行い、導入コストの負担減を図っています。

レセ電化の手法はさまざまですが、現在レセプト作成を電算化している(レセコン導入済み)医療機関を想定して、厚生労働省が紹介するレセ電導入のモデルは次のようなものです。



運用(本請求)開始

医業経営 Q&A ②

ジャンル: 医業経営 > サブジャンル: レセプトオンライン



レセプトオンライン請求で求められるセキュリティレベル
レセプトオンライン請求に移行した場合、情報漏えい等のリスクはどの程度あるのでしょうか。



ネットワークを利用し、電子レセプトデータによる請求業務を運用する際には、レセプトに含まれる個人情報情報を適切に保護することが必須課題となります。情報システムの導入によって、事務処理の効率化や利便性向上等が期待できる一方で、データの漏えいや消失・破壊等のシステムチェックな障害をもたらすリスクもはらんでいるといえるからです。

このような背景から厚生労働省は、平成 18 年 4 月「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」を公表して、段階的に開始されるレセプトのオンライン請求移行プロセスにおける注意喚起を促すため、これら請求業務およびシステムに関わる者に対して遵守事項を示すに至りました。

■レセプトオンライン請求と情報保護

本ガイドラインは、レセプトオンライン化とそのセキュリティに関する基本的考え方、そして、オンライン請求業務に関する組織およびシステムが最低限満たすべきと考えられる項目を示しているものです。本ガイドラインは、その内容に基づいて各医療機関等が「どのように目的を達成していくか」を示した基本方針を作成することを求めています。

■ガイドラインの位置づけ

また、本ガイドラインは次のような項目で構成され、情報通信に関する環境変化、オンライン請求状況等の諸事情を勘案した上で、必要に応じて見直すものとしています。

レセプトオンライン化に移行するにあたっては、各医療機関が自院のセキュリティ対策に関する基本方針（セキュリティポリシー）を作成した上で、ガイドラインに示された項目以外の対策についても、機能や状況に応じて導入することが望ましいとされます。



（出典：厚生労働省「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」）

■本ガイドラインの構成

構成	概要
組織・体制	オンライン請求業務に関わる組織の責任と役割
情報の分類と管理	オンライン請求業務情報等の分類と分類に応じた管理方法
物理的セキュリティ	オンライン請求システムで使用される送信機器、送受信機器または受信機器の設置される環境が備える設備要件
人的セキュリティ	オンライン請求業務に関わる人員の役割と責任、教育
技術的セキュリティ	オンライン請求システムが備えるセキュリティ機能要件（ハード・ソフトウェア、ネットワーク観点）
運用	オンライン請求システムの管理運用に関する整備すべき文書及び遵守事項
規程遵守	オンライン請求システムを導入するに当たり整備すべき文書
規程に対する違反への対応	オンライン請求システムの運用時における規程違反に対する対応
評価・見直し	オンライン請求に関わる業務・システム・文書に対する評価及び見直し